

令和 2 年 第 4 回
富 山 県 教 育 委 員 会 会 議 録

I 開会及び閉会の日時

令和2年3月18日(水)

開会午後5時00分、閉会午後6時05分

II 場所

教育委員会室

III 出席委員

1番	鳥海 清司	2番	村上 美也子	3番	山崎 弘一
4番	藤重 佳代子	5番	町野 利道	教育長	伍嶋 二美男

IV 説明出席者

教育次長	布野 浩久	教育次長	坪池 宏
教育企画課長	広沢 久也	生涯学習・文化財室長	菊池 政則
教職員課主幹	大西 哲憲	県立学校課長	本江 孝一
小中学校課長	近藤 智久	保健体育課長	東瀬 義人

V 傍聴人数 1人

VI 会議の要旨

午後1時00分、伍嶋教育長が開会を宣する。

1 議決事項

議案第8号 富山県立学校文書管理規程一部改正の件

議案第9号 生活指導主事設置要綱一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

2 報告事項

(1) 臨時代理について(令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件)

教育企画課長から説明し、教育長から補足説明をした。

(2) 富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(案)について

教職員主幹から説明した。

(3) 令和2年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

県立学校課長から説明した。

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

教育企画課主幹から説明した。

4 議決事項

午後5時58分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、

議案第10号については、委員全員の同意により会議を非公開とすることを可決し、議事の審議に入った。

議案第10号 事務局職員の人事異動に関する件

5 議事

○議決事項について

議案第9号関係

〔山崎委員〕

- ・義務教育学校の設置に伴う改正ということだが、記載されている児童生徒には義務教育学校以外の小学校も含まれるのか。

〔教育企画課長〕

- ・小学校も生活指導の対象となる。

○報告事項について

報告事項（1）関係

〔山崎委員〕

- ・マスク等の等とは何か。

〔教育長〕

- ・消毒液、その他にも空気清浄機などを入れるところに対しても補助をする。

〔山崎委員〕

- ・マスクは何枚くらいを想定しているのか。

〔教育企画課長〕

- ・マスクを含め、一校あたり4万円という範囲で予算を計上している。

〔町野委員〕

- ・安倍首相が支援するというので、例えば給食関係では食材、事業者の人件費を保証するとしているが、それは国が100%負担するのか。

〔教育長〕

- ・マスクについては県の費用であり、給食については、基本的に補填対象となるのはあくまで実損部分である。例えば購入した食材を転売できた場合は除くが、転売できなくて処分する場合など実損が出た分については補助をする。この場合、国は4分の3を補助するというので、残りの4分の1については、県や市町村で負担する。ただし、4分の1の80%は特別交付税で措置されるので、県や市町村の負担は非常に抑えられるということになる。また、食材や事業者の人件費については、どう捉えるかにもよる。例えば、食材の購入にあたっては契約を交わしており、契約上違約金等の規定があれば、その規定に従い違約金割合で支払うこととなるが、今聞き取りしていたところ、そういった契約を交わしているところは少ない。国の指針では、それぞれの事業者と設置者である県や市町村で変更契約を交わして、違約金の割合を規定した上でそれを支払った場合には対象になるといった方向で検討されている。

- ・県立の場合には特別支援学校だけに給食があるが、市町村は各小学校・中学校でいろいろな業者と契約を交わしているのので、調整をしたうえで対象を固めていく。その調整のため、今この補正も時間がかかるということで、その期間も含めて、このように分割して載せている。給食については、全額繰り越しを予定している。

〔町野委員〕

- ・安倍首相が言っていることが、可能なのか疑問に思っていた。

〔教育長〕

- ・雇用に関する部分については、給食の社員を解雇しないといった措置をとった場合、雇用調整上の責任ということで定額を支給するとされている。

〔町野委員〕

- ・60%を支給する雇用助成金ではなく100%支給するというような意味合いに聞こえた。

〔教育長〕

- ・それ以外にも、県から国の方に学校関係で、例えば予定していた語学研修のキャンセル料を補填したり、

特別支援学校でスクールバスを業務委託している会社に補填をしたりなど、知事会を通じて要望している。これについては、まだ国として補填するかどうかは明確になっていない状況であるが、これから随時、対象となる細かな項目については明らかにされてくるだろう。

報告事項（２）関係

〔山崎委員〕

- ・超過勤務が認められる４項目があるが、それとの関わりはどうか。また、上限を４５時間と定めたことによる効力は実際のところあるのか。

〔教職員主幹〕

- ・教員の在校等時間については、４項目以外時間外として認められていないが、昨今では部活動をはじめとしてかなり時間外が増えている実態がある。そういったものをまとめた在校等時間という形で教員の時間を管理していこうという考えである。１箇月４５時間、１年間３６０時間という数字の根拠は労働基準法３５条の３６協定の数字と合わせている。考え方としては、学校には教員や学校事務など様々な職種がいるので３６協定が適用される職員との均衡をはかる意味でこの時間を適用した。時間を定めたことで、すぐに多忙が解消されるかというのは、これからの制度や施策等によるが、少しでも時間外が短くなるような措置を講じていきたいと思う。参考として１６ページに令和２年度に新規・拡充する主な取組みを挙げている。

〔教育長〕

- ・超勤４項目以外の勤務時間とはどういう考え方なのかというと、参考２の第１趣旨の中ほどを見ていただきたい。教員が時間外勤務の対象となるのは、超勤４項目という職員会議や修学旅行などが定められている。その４項目以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に公務として行われる業務については、これは時間外勤務を命じないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務を含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが学校における働き方改革を進めるうえで必要不可欠である、と規定されている。超勤４項目以外の教育活動に資するそういった業務を含めた全体の業務を在校等時間と規定して、それを上限を定めて規定をしていこうというのが趣旨である。超勤４項目は従前通りとしたうえで、その他の部分も管理して縮減を図ろうというのが趣旨である。まずはそのために、どれだけの時間を勤務しているのか、外的にパソコンやタイムカードで客観的に把握したうえで、どうやって軽減していくか、それぞれの自治体がいろんな取組みをしたうえでとにかく減らすことを研究していく。また、上限時間を守ることができるかについては、当面はこの上限時間を守るべくいろんな取組みをしていき、その後なぜ出来なかったのか、どうすれば縮減できるかを随時検証していくことで上限時間内に収まるように取り組んでいきたいと考えている。縮減するためには必要な教員の数を充てることが一番良いと思うが、教員の確保も含めて難しいという現状である。上限を定めた限りは、IoTを活用してできるだけ教員の負担を軽減するなどあらゆる方策を考えていきたい。

〔町野委員〕

- ・４月からの実施だが、この取組みで大きく変わるだろう。私が一番効くと思うのは超過した人が明確になる。例えば学校長が教育委員会に呼ばれて指摘を受けるという形でも時間外削減にとっても効果があると思う。そういったときに、日常のところはなかなか減らせないので、明日のための時間を削ることになる。つまり今の教育を現場サイドで新しくしていくことにし寄せがくる。最終的には子ども達の教育がしっかりとできるような考え方をいかなければならないと思う。

〔藤重委員〕

- ・先生方の雇用制度はどうなっているのか。例えば一般企業では、有給や計画年休、代休などがあり、働き方については企業側に柔軟な対応を求められることが多い。最近ではテレワークを推進するという一方でいろんな機材の補助や助成金もある。Zoomでの会議、Slackでの管理も非常に増えてきたと思う。このようなものを先生方の負担軽減に活用することはできないか。一部あったが、１６ページに県立学校教員に

対して指導者用端末を1人1台配備するというのであれば、教員の研修を少しそういったものを活用するのも可能なのではないかと思った。また、子どもがいる教職員の方はどのような勤務をしているのか。休校の間や4月以降どのような働き方になるかによっては預ける先がなくて困る方達が出てくるのではないか。

〔教育長〕

- ・まず、町野委員が言われたトータルの勤務時間数を削るだけでは、一番大事なものを見失ってしまうということについては、削ってはならないものは今後もしっかりと行っていかなければならない。しっかりと見据えたうえで、共通化すべき業務があるとすればそこで軽減をして大事なものについては、教育活動として従事していくことが大事だと思う。
- ・学校現場の勤務形態については、ここ1、2年でやっと勤務時間を把握できている状況であるので、例えば有給休暇や週休日の振替えなどについては、円滑にされていなかったのが実態だと思う。教育については特殊性があり、休んでもそれを引き継げる教員がなかなかいない、休みたくても休めないといった場合があると思うので、勤務時間もそうだが、休暇の取得についても今回の機会に教員が働きやすい環境づくりのために制度的な見直しも含めて今一度振り返る必要があると思っている。

〔村上委員〕

- ・一般企業では産業医がおり、学校でもそういった制度があると思うが、有効に機能しているのかどうか。勤務時間が長いと精神的にも辛いと思う。

〔教育長〕

- ・精神面の相談については、各ブロック単位で精神科医の方々が相談にいけるような制度になっている。現実問題、あってもいけるかどうかはなかなか難しさもあり、どの教員も必要に応じて相談ができる体制をできるような環境づくりをもっとしていかなければならないと思っている。最近、心の面での故障により病気になる数も増えているので、勤務時間に関わらず、そういったことに配慮する必要もある。保健体育課長、実態についてはどうか。

〔保健体育課長〕

- ・各4地区における心の健康管理ということで、昨年度の実績では個別相談は12件であり、別に臨床心理士による各学校に出向いての講演は延べ91校、その講演の後の個別相談については484件であった。

〔村上委員〕

- ・それは学校医が兼ねているところもあるのか。

〔保健体育課長〕

- ・全てではない。

〔村上委員〕

- ・産業医の免許を取得していない学校医もいるので、兼ねることができないというのはある。

〔保健体育課長〕

- ・身近に学校医がおられるので、気軽に学校医を頼って相談ということはこれからやっていかなければならないと思う。

〔村上委員〕

- ・学校医になる先生も忙しくてなかなか引き受けてもらえない。産業医も合わせて取得している先生になってほしいというところが本当にはない。その辺がこちらにも困っているところである。学校医の負担も大きくなってきており、そこに教職員の産業医も兼ねるとなると難しい。小中学校ではほとんどが小児科医であり、産業医の免許も取得していないので、先生方のフォローはあまりないのではないかと心配になったところである。

〔藤重委員〕

- ・今後、100時間を超える方達もしくは1箇月45時間を超えた残業が何か月か超えた場合に、産業医の先生に相談するというような方向性になるのか。12件があまりにも少ないように感じる。

〔村上委員〕

- ・受皿がないので、こういったことになっているのだろう。カウントできないようなご自身でクリニックに行かれていることもあるだろう。

〔教育長〕

- ・知事部局では、一定の時間外勤務時間を超えた場合にドクターの面接指導を受けるなどしている。教育委員会においても、今後、残業時間をしっかりと把握したうえで適切なフォローをしていきたい。

〔保健体育課長〕

- ・現行でも、月 80 時間を超えた人については、学校・教育委員会内に報告してもらいドクターにこの方は面接が必要かどうかを判断してもらっている。

〔教育長〕

- ・制度を確立したうえで、しっかりと周知していきたいと思う。

〔村上委員〕

- ・何かあった時は労災となるのか。

〔教育長〕

- ・公務員の場合は公務災害となり、長時間勤務やこういった内容をしてきたか、肉体面・精神面など専門のドクターに判断してもらい認定してもらうことになる。

午後 6 時 05 分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。